

# 看護師らに賠償命令

院故  
病事  
大療  
京医

京都地裁 病院側隠ぺい、認めず

京都大病院（京都市左京区）で2000年2月、人工呼吸器の加温加湿器に消毒用エタノールが誤注入され、難病で入院中だった同区の藤井沙織さん（当時17歳）が死亡した医療事故で、両親が京都大と医師ら9人を相手取り1億1400万円

の損害賠償を求めた訴訟の判決が1日、京都地裁であった。中村哲裁判長は、焦点となった大学側の事故隠しを否定し、「医薬品を確認すべき業務上の注意義務があった」として、誤注入にかかわった看護師4人の過失のみ認定。4人と大学に計約2800万円の賠償を命じた。原告側は控訴する方針。

判決によると、同月28日、看護師(30)（業務上過失致死罪で有罪確定）が精製水とエタノールの容器を取り違えて注入。他の看護師も気付かず、沙織さんは3月2日、急性アルコール中毒で死亡した。

誤注入の事実が死亡診断書に記載されず、家族への報告が遅れた点などから、原告側は「組織的な事故隠し」と主張したが、中村裁判長は「事故を説明してから原告に報告しようと考えたもので、一定の合理性がある」と述べ、大学側に隠

ぺいの意図や行為はなかったと認定した。

原告側が主張した看護師長らの注意義務違反については「容器の取り違えを具体的に予見することは困難」と退けた。

京大病院人工呼吸器エタノール事件  
民事地裁判決  
2006年11月2日 讀賣新聞（大阪）